

議案第 80 号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の支給割合等を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「介護時間」という。）の次に「、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第5項及び第7項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の122.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の60（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の68.75）</p> <p>2及び3 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、<u> </u>修学部</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の112.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の55（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の63.75）</p> <p>2及び3 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業<u> </u>をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業<u> </u>をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部</p>

